■「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担を超え、行政や関係機関における地域づくりに向けた取り組み支援の中で、 住民がその人に応じた役割をもち、地域の支援機関・団体等とつながりながら、支え合うことで、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間」をはじめ、ちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。

【国が示す「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備の方向性】

対応が できて いる ニーズ

対応が

できて

いない

ニーズ

く現在>

相談する先が わかっている 課題

▶ 自ら相談に行く 力がある 各分野の相談機 関で対応

- ・地域包括支援センター
- ·相談支援事業 所(障害) 等

●世帯の複合課題

▶ 本人又は世帯の課題が複合 (8050、ダブルケア等)

●制度の狭間

▶ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。

●自ら相談に行く力がない

- ▶ 頼る人がいない、自ら相談に行く ことが困難。社会的孤立・排除
- ▶ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り(地域の福祉力の脆弱化)

※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

<対応>

市町村における包括的な支援体制の整備

【1】「他人事」が「我が事」に なるような環境整備

- ・住民参加を促す人への支援
- ・住民の交流拠点や機会づくり

小中学校区等

【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的 に相談に応じる体制づくり

・地区社協、地域包括支援 センター、相談支援事業所 、地域子育て支援拠点等 で実施

【3】公的な関係機関が協働し て課題を解決するための 体制づくり

・生活困窮者自立相談支援 機関などが中核

<第106条の3>

くできるようになること>

- ◆ 地域住民が課題を抱えた人 や世帯に、「安心して気づく」 ことができる
- ◆課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる
- ◆世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる
- ◆地域住民と協働して新たな 社会資源を作り出すことがで きる
- ◆本人も支える側(担い手)に もなり、生活の張りや生きが いを見出すことができる

法 案